

第3期調布っ子すこやかプランについて

1. 計画の期間

現行の「第2期調布っ子すこやかプラン」の計画期間が令和6年度で終了となります。「第3期調布っ子すこやかプラン」は令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

■計画の期間■



2. 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけ

「こども基本法」第十条において、都道府県は、国の「こども大綱」を勘案して、「都道府県こども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」が定められているときは「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

また、「市町村こども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策市町村計画」、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされています。

■「こども基本法」第十条の5において、一体的に作成することができるとされた計画の例■

一体的に策定することができるとされる計画の例	根拠法・関連法 等
市町村子ども・若者計画	「子ども・若者育成支援推進法」第九条, 「子供・若者育成支援推進大綱」 等
子どもの貧困対策市町村計画	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 第九条, 「子どもの貧困対策に関する大綱」 等
その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの	
次世代育成支援市町村行動計画	「次世代育成支援対策推進法」 第八条 等
市町村子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」第六十一条, 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」 等

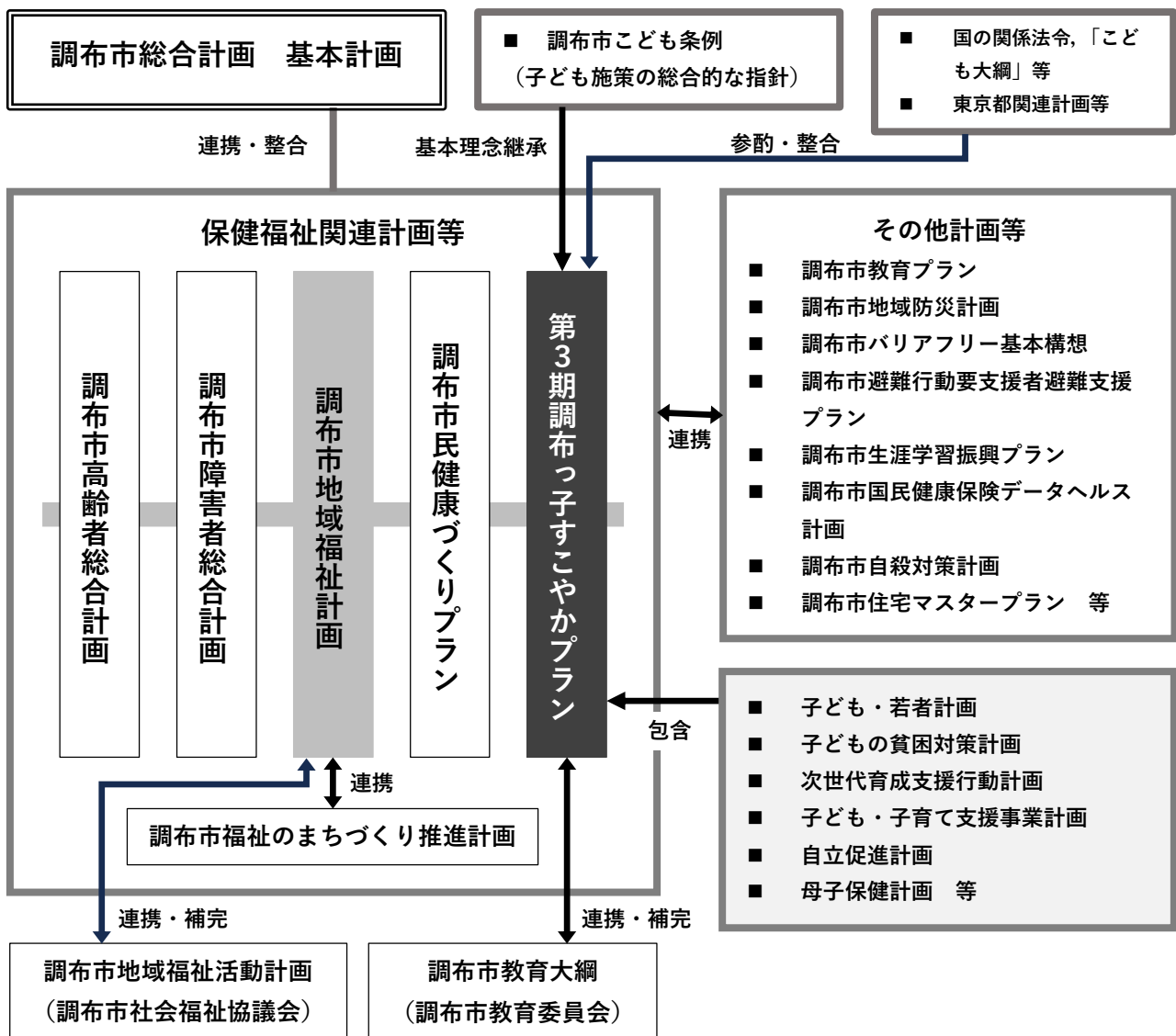
「第3期調布っ子すこやかプラン」は、「子どもは調布の宝、未来への希望」とする「調布市子ども条例」を基本理念として、「こども基本法」第十条に基づき、「市町村こども計画」として策定する予

定です。

また、「第2期調布っ子すこやかプラン」に引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を包含した一体的な計画とし、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策に関する総合計画とする予定です。

あわせて、上位計画である「調布市総合計画（基本計画）」やその他の分野別個別計画、関連法律等との連携・整合を図るものとします。

■「第3期調布っ子すこやかプラン」とその他の計画との関連イメージ■



3. 「第3期調布っ子すこやかプラン」(調布市子ども計画) 策定における留意点

国の「こども大綱」の基本的方向を勘案し、「第3期調布っ子すこやかプラン」の策定においては、次の視点に留意が必要と考えられます。また、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」により子どもの居場所づくりにも留意していくことが必要です。

(1) 子どもや若者の人格・個性の尊重及び権利の保障

- ・子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ること
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守ること

(2) 子どもや若者、子育て当事者の視点の尊重

- ・子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて、尊重すること
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行うとともに、困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行うこと

(3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることのないよう、社会全体で切れ目ない支援を図ること
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じた支援を図ること

(4) 良好な成育環境の確保及び貧困と格差の解消

- ・全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得られる生育環境の確保を図ること
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援や合理的配慮を行うこと

(5) 若い世代の生活基盤の安定及び結婚や子育てに関する希望の形成と実現

- ・若い世代が様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるような環境の創出を図ること
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支える環境づくりを図ること
- ・共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育ての参画を促進すること

(6) 施策の総合性及び関係団体間の連携体制の確保

- ・制度や組織による縦割りの壁を克服し関係部署間で横の連携を密に行いつつ、市全体として子ども政策を強力に推進するとともに、施策の整合性を確保すること
- ・若者が主体となって活動する団体、地域で子ども・若者や子育てへの支援に取り組む団体

や企業，地域で活動する民生委員・児童委員など子どもや若者に関わる様々な関係者との連携体制を確保し，自主的な活動や共助を支援すること

(7) 子どもの居場所づくりの視点

・国の「こども大綱」の勘案に加えて，「こどもの居場所づくりに関する指針」により，子どもの居場所づくりについても，こども計画に位置づけ，計画的に推進していくこと